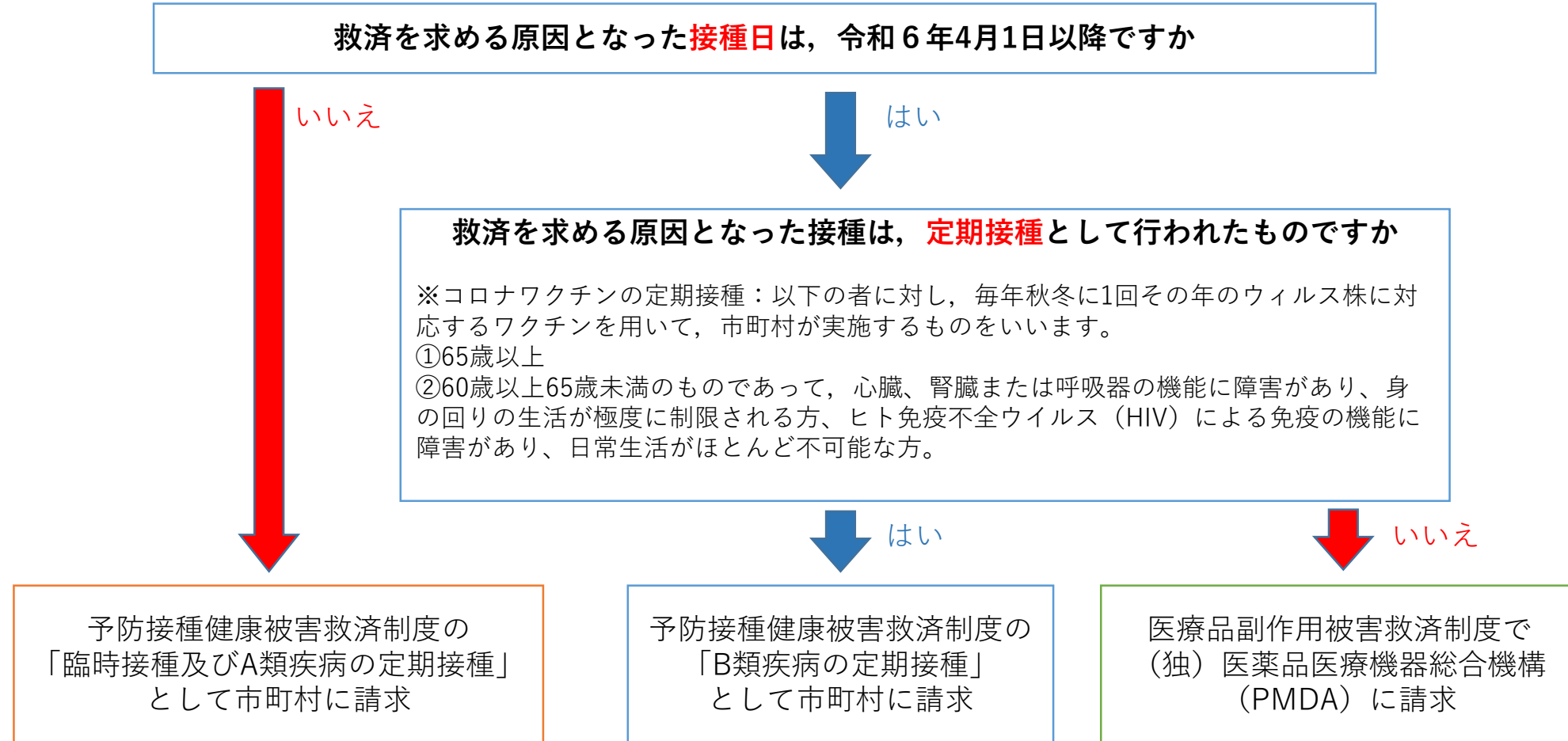


新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の救済制度について

新型コロナウイルスワクチンの接種は、これまで「臨時接種」として行っていましたが、令和6年度秋冬からは「定期接種」または「任意接種」として接種することができます。そのため、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害は「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度や請求先が変わります。



○令和6年3月までに臨時接種として接種した場合

市町村へ請求を行ってください。

詳細は、「予防接種健康被害救済制度（厚生労働省）＜外部リンク＞」をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html

○令和6年4月以降に定期接種として接種した場合

市町村へ請求を行ってください。

詳細は、「予防接種健康被害救済制度（厚生労働省）＜外部リンク＞」をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html

○令和6年4月以降に任意接種として接種した場合

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ請求を行ってください。

詳細は、「医薬品副作用被害救済制度（PMDA）＜外部リンク＞」をご確認ください。

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html